

第三期東海村子ども・子育て支援事業計画の変更について
(案)

令和8年●月

東 海 村

I 変更の趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）により児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、令和8年4月1日より、地域型保育事業として「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されることとなりました。

また、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部も改正され、同じく令和8年4月1日より、「乳児等のための支援給付」が創設されることとなりました。

これらの法改正に伴い、子ども・子育て支援法第61条第2項に定める市町村子ども・子育て支援事業計画に記載すべき事項（必須記載事項）についても、新たに項目が追加されたことから、今般、第三期東海村子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）の一部を変更するものです。

2 変更の内容

「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の内容について、次のとおり変更します。

（1）満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う変更

ア 就学前の子どもの教育・保育を担う施設（事業）について [本計画29ページ]

就学前の子どもの教育・保育を担う施設（事業）を示した表に満三歳以上限定小規模保育事業を追加し、次のとおり変更します。

特定教育 ・保育施設	幼稚園	すべての3～5歳児を対象として、幼児教育を行う施設
	保育所	就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設
	認定こども園	幼稚園・保育所の機能を併せ持つ施設
地域型 保育事業	小規模保育事業	6～19人の0～2歳児を対象に保育を行う事業
	<u>満三歳以上限定</u> <u>小規模保育事業</u>	<u>6～19人の3～5歳児を対象に保育を行う事業</u>
	家庭的保育事業	0～2歳児の5人以下の少人数を対象に、保育者の居宅等において保育を行う事業
	事業所内保育事業	企業が設置し、主に従業員の子どもへの保育を行う施設
	居宅訪問型保育事業	訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

イ 認定区分並びに認定区分によって利用できる施設及び事業について [本計画 29 ページ]

認定区分並びに認定区分によって利用できる施設及び事業を示した表に地域型保育事業として満三歳以上限定小規模保育事業を追加し、次のとおり変更します。

認定区分	年齢	利用区分	保育の必要性	利用できる施設及び事業
1号認定		教育標準時間	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	保育標準時間 保育短時間	あり	保育所 認定こども園 <u>地域型保育事業</u> <u>(満三歳以上限定小規模保育事業)</u>
3号認定	満3歳未満			保育所 認定こども園 地域型保育事業

ウ 教育・保育の量の見込みと確保方策について [本計画 32 ページ]

教育・保育の量の見込みと確保方策を示した表に満三歳以上限定小規模保育事業の必要利用定員総数を追加し、次のとおり変更します。

なお、満三歳以上限定小規模保育事業については、2号認定（3～5歳）の量の見込みに対して、必要な保育の提供体制を特定教育・保育施設において確保できる見通しのため、事業の実施を見込んでおりません。

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定 (幼稚園等)	3～5歳	量の見込み	309	305	310	304	291
		確保方策	600	490	370	370	370
		特定教育・保育施設	390	280	370	370	370
		確認を受けない幼稚園	210	210	0	0	0
		過不足	291	185	60	66	79
2号認定 (保育所等)	3～5歳	量の見込み	522	513	522	512	491
		確保方策	548	542	645	654	654
		特定教育・保育施設	548	542	645	654	654
		地域型保育事業 (満三歳以上限定小規模保育事業)		0	0	0	0
		過不足	26	29	123	142	163
3号認定 (保育所等)	0歳	量の見込み	115	112	109	106	103
		確保方策	106	106	115	121	121
		特定教育・保育施設	89	89	98	104	104
		地域型保育事業	12	12	12	12	12
		認可外保育施設	5	5	5	5	5
3号認定 (保育所等)	1歳	過不足	▲9	▲6	6	15	18
		量の見込み	183	178	173	168	164
		確保方策	158	158	166	172	172
		特定教育・保育施設	125	125	133	139	139
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
3号認定 (保育所等)	2歳	認可外保育施設	15	15	15	15	15
		過不足	▲25	▲20	▲7	4	8
		量の見込み	208	200	195	190	185
		確保方策	175	175	184	190	190
		特定教育・保育施設	147	147	156	162	162
		地域型保育事業	18	18	18	18	18
		認可外保育施設	10	10	10	10	10
		過不足	▲33	▲25	▲11	0	5

(2) 乳児等のための支援給付の創設に伴う変更

乳児等のための支援給付の創設に伴い、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、これまでの「地域子ども・子育て支援事業」から「乳児等のための支援給付」として位置づけられ、また、乳児等通園支援の量の見込みと確保方策について本計画に記載する必要が生じたことを踏まえ、次のとおり変更します。

ア 第5章の章の名称について [本計画 27 ページ]

法改正により、乳児等通園支援の量の見込みと確保方策についても本計画に記載することとなるため、第5章の名称について、従来の「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」から「第5章 教育・保育、乳児等通園支援及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」に変更します。

イ 乳児等のための支援給付としての乳児等通園支援の量の見込みと確保方策の追加について [本計画 33-34 ページ]

法改正により、乳児等通園支援の量の見込みと確保方策についても本計画に記載することとなるため、第5章の「(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を(4)とし、別記のとおり、(3)として、乳児等通園支援の量の見込みと確保方策を定めることとします。

なお、乳児等通園支援の量の見込みと確保方策を定めるにあたっては、近年の教育・保育ニーズの変化を踏まえ、令和9年度における「月一定時間までの利用可能枠」について、従来の「月3時間」から「月10時間」へと見直しました。

ウ 地域子ども・子育て支援事業としての乳児等通園支援事業の削除について [本計画 42-43 ページ]

乳児等通園支援事業が「乳児等のための支援給付」として位置付けられることに伴い、現在、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている「⑯ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について「⑯ 削除」に変更します。

(3) 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

【事業概要】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保育所等に入所していない0歳6か月以上から満3歳未満の乳幼児を対象として、保護者の就労の有無に関わらず、月一定時間（10時間）までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	量の見込み		3人	5人	5人	5人
	確保方策		3人	5人	5人	5人
1歳	量の見込み		5人	7人	6人	6人
	確保方策		5人	7人	6人	6人
2歳	量の見込み		6人	7人	6人	5人
	確保方策		6人	7人	6人	5人

※ 「量の見込み」は、次の算出方法に基づき、1日あたりの利用対象児童数を算出したものであり、「確保方策」は、当該利用対象児童を受け入れるために必要な「1日あたりの定員数」の見込みを記載したものとなります。

「量の見込み」の算出方法 = A × B ÷ C

A：対象年齢の未就園児数

各年度児童数推計 - ニーズ量の見込み

B：月一定時間までの利用可能枠

令和8年度については、経過措置として「月3時間」で想定し、令和9年度以降は「月10時間」で想定

C：定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数

令和8年度については、1日あたりの施設の受け入れ上限時間を3時間として「月66時間（3時間／日×22日）」と想定し、令和9年度以降は、1日あたりの施設の受け入れ上限時間を6時間として「月132時間（6時間／日×22日）」と想定

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制の確保について】

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、教育・保育への接続が円滑に行われるよう、地域の特定教育・保育施設との連携を強化し、一体的な提供体制の構築に取り組みます。